

仙台市食品安全対策協議会要綱

(平成17年5月13日 市長決裁)

(設置)

第1条 市民の健康の保護を図るため、食品の安全性確保に関する施策等について協議をおこなう仙台市食品安全対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議等を行う。

- (1) 食品の安全性確保に関する施策
- (2) 食品衛生監視指導計画
- (3) その他協議会が必要と認める事項

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 食品関係営業者
- (3) 食品関係生産者
- (4) 消費者
- (5) その他市長が認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(会長、副会長)

第5条 協議会に会長1名、副会長1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選によるものとする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名する委員をもってあてる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会長は、必要に応じ委員以外の者に対し会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、仙台市健康福祉局保健所生活衛生課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(実施期日)

第1条 この要綱は、平成17年5月13日から実施する。

(従前の要綱の廃止)

第2条 仙台市食品衛生連絡協議会要綱(平成15年9月10日決裁)は廃止する。

(委員の任期に関する特例)

第3条 平成25年11月22日から平成27年10月31日までの間に委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則 (平成25年9月2日改正)

この要綱は、平成25年11月22日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日改正)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月1日改正)

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日改正)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年7月7日改正)

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。